

別記

変更後	変更前																								
<p>地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る第2期中期計画</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>8 料金に関する事項 岐阜県立下呂温泉病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。</p> <p>8-1 使用料の額</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>8-2 手数料の名称、額等</p> <p>(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。<u>この場合において、手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の内容</th><th>手数料の名称</th><th>単位</th><th>額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付</td><td>岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料</td><td>1通につき</td><td>生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては<u>3,570円</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては<u>3,240円</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</td></tr><tr><td>2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付</td><td>岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料</td><td>1通につき</td><td><u>2,200円</u>に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</td></tr></tbody></table>	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)	1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,570円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,240円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,200円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	<p>地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る第2期中期計画</p> <p>1から7まで (略)</p> <p>8 料金に関する事項 岐阜県立下呂温泉病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。</p> <p>8-1 使用料の額</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>8-2 手数料の名称、額等</p> <p>(1) 手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>事務の内容</th><th>手数料の名称</th><th>単位</th><th>額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付</td><td>岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料</td><td>1通につき</td><td>生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては<u>3,860円</u>、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては<u>3,500円</u></td></tr><tr><td>2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付</td><td>岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料</td><td>1通につき</td><td><u>2,380円</u></td></tr></tbody></table>	事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)	1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,860円</u> 、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,500円</u>	2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,380円</u>
事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)																						
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,570円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,240円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額																						
2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,200円</u> に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額																						
事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)																						
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院生命保険診断書等交付手数料	1通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,860円</u> 、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあっては <u>3,500円</u>																						
2 死亡診断書(死体検査書)、死産証書(死胎検査書)又は普通診療費明細書の交付	岐阜県立下呂温泉病院死亡診断書等交付手数料	1通につき	<u>2,380円</u>																						

変更後				変更前			
3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料	1通につき	1,500円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立下呂温泉病院普通診断書等交付手数料	1通につき	1,620円
4 再発行診察券の交付	岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料	1通につき	240円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	4 再発行診察券の交付	岐阜県立下呂温泉病院再発行診察券交付手数料	1通につき	260円
(2) (略)				(2) (略)			
8-3から8-6まで (略)				8-3から8-6まで (略)			
9 (略)				9 (略)			